

生活環境保全条例の あらまし

新たに追加した内容等の概要

平成15年10月7日、「広島県公害防止条例」を全部改正し、「広島県生活環境の保全等に関する条例（生活環境保全条例）」を公布しました。

広島県



水環境の保全

○有害物質の地下浸透の禁止（第36条・第37条）《平成16年4月1日施行》

- ◆水質関係有害物質^{注1}を製造・使用・処理する汚水等関係特定施設^{注2}の設置者又はPRTR法届出事業者^{注3}は、水質関係有害物質が検出〔環境大臣が定める方法（平成元年環境庁告示第39号）による〕される水を地下に浸透させてはいけません。

注1:「水質関係有害物質」とは、カドミウムその他の人の健康に係る被害を生じるおそれがある物質として施行規則で定める23物質をいう。

注2:「汚水等関係特定施設」とは、汚水又は廃液を排出する施設として施行規則で定めるものをいう。（流水式塗装施設など5種類）

注3:「PRTR法届出事業者」とは、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下「PRTR法」という。）に基づき、前年度の第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出を行った事業所を設置する事業者をいう。

○日常生活及び事業活動における水質汚濁の防止（第38条・第39条）《平成15年10月7日施行》

- ◆公共用水域の水質の保全を図るため、県民は、日常生活において、調理くず・廃食用油等の適正処理、洗剤の適正使用等に努めるとともに、県又は市町村が実施する生活排水対策に協力しなければなりません。
- ◆事業者は、その事業活動において、排水による汚濁の負荷の低減に努めるとともに、県又は市町村が実施する水質の保全に関する施策に協力しなければなりません。



土壌環境の保全

○土地の改変時における改変者の義務（第40条～第43条）《平成16年10月1日施行》

- ◆都市計画法又は宅地造成等規制法に基づく許可を受けなければならない行為（いずれも行為に係る面積が1,000㎡以上のものに限る。）をしようとする者（土地改変者）は、あらかじめ改変をしようとする土地について、過去の土壌関係特定事業場^{注1}の設置状況等の調査（土地履歴調査）を実施し、その結果を知事に報告しなければなりません。
- ◆土地改変者は、土地履歴調査の結果、土壌関係特定事業場の設置が確認された場合は、土壌汚染確認調査^{注2}を実施し、その結果、当該土地の土壌の汚染の状況が施行規則で定める基準に適合しないことが判明したときは、土地改変に着手する日の14日前までに、土地の汚染土壌の拡散を防止するための計画書（汚染拡散防止計画書）を知事に提出し、計画書の内容に従って必要な措置を実施しなければなりません。

注1:「土壌関係特定事業場」とは、汚水等関係特定事業場〔汚水等関係特定施設を設置する工場又は事業場のうち、土壌関係特定有害物質（土壌汚染対策法第2条第1項に規定する鉛等25物質）を取り扱ったことのあるものに限る。〕、ガソリンスタンド又は射撃場をいう。

注2:「土壌汚染確認調査」とは、過去に取扱っていた土壌関係特定有害物質について当該物質の種類ごとに汚染のおそれが最も大きいと認められる地点で、土壌汚染の確認のための調査を実施することをいう。



事故時の措置

○大気関係事故時の応急措置等（第91条・第93条・第94条）《平成16年4月1日施行》

- ◆ばい煙関係特定施設^注の設置者は、ばい煙関係特定施設について、PRTR法届出事業者は、事業所の施設について、故障、破損その他の事故が発生し、ばい煙又はダイオキシン類が大気中に多量に排出されたときは、直ちに、応急の措置を講じ、かつ速やかに復旧するように努めるとともに、直ちに、その事故の状況及び講じた措置の概要を知事に報告しなければなりません。

注:「ばい煙関係特定施設」とは、ばい煙を発生する施設として施行規則で定めるものをいう。(金属溶解炉等17種類)

○水質関係事故時の応急措置等（第92条～第94条）《平成16年4月1日施行》

- ◆汚水等関係特定事業場の設置者は、汚水等関係特定施設について、PRTR法届出事業者は、事業所の施設について、故障、破損その他の事故が発生し、水質関係有害物質若しくは油を含む水又はダイオキシン類が公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより、人の健康又は生活環境に係る被害を生じるおそれがあるときは、直ちに、応急の措置を講じ、かつ速やかに復旧するように努めるとともに、直ちに、その事故の状況及び講じた措置の概要を知事に報告しなければなりません。



化学物質の適正管理

○化学物質の適正管理（第76条）《平成15年10月7日施行》

- ◆化学物質(放射性物質を除く)を取り扱う事業者は、化学物質による環境の汚染を防止するため、化学物質の管理体制を整備し、適正な管理を行うよう努めなければなりません。

○化学物質自主管理計画書の作成等（第77条）《平成16年10月1日施行》

- ◆PRTR法の第一種指定化学物質等取扱事業者は、同法に規定する指針(平成12年環境庁・通商産業省告示第1号)に留意し、化学物質の管理の改善を図るための管理方針その他の化学物質を適正に管理するための事項を定めた計画書(化学物質自主管理計画書)を作成し、事業所への備付けによる閲覧など、事業者が適切と認める方法により、公表しなければなりません。





自動車排出ガス等の削減

○自動車使用者等の責務（第71条）《平成16年4月1日施行》

- ◆自動車等^{注1}を購入し、又は使用するときは、低公害車等^{注2}を購入し、又は使用するよう努めなければなりません。
- ◆自動車等を使用し、又は運転しようとする時は、自動車等の適正な点検・整備及び燃料使用の低減に資する運転の実施並びに自動車等の相乗り及び共同利用の実施等に努めなければなりません。

注1:「自動車等」とは、普通自動車、小型自動車（二輪を含む）、軽自動車（二輪を含む）、大型・小型特殊自動車、原動機付自転車をいう。〔「普通自動車」等の区分は、道路運送車両法の規定に基づく。（以下同じ）〕

注2:「低公害車等」とは、排出ガスを排出しない、排出ガスの排出量が相当程度少ない、騒音の発生が相当程度少ない、その他の環境への負荷が少ない自動車等をいう。

○自動車等の駐車時における原動機の停止（第72条）《平成16年4月1日施行》

- ◆自動車等を駐車^注する場合には、原動機を停止（アイドリング・ストップ）しなければなりません。ただし、緊急自動車を緊急用務に使用している場合などは除かれます。

注:「駐車」とは、自動車等が車庫等への保管・客待ち・荷待ち・貨物の積卸し・故障その他の理由により継続的に停止すること（貨物の積卸しのための停止で5分を超えないもの及び人の乗降のための停止を除く）、又は自動車等が停止し、かつ、当該自動車等の運転をする者がその自動車等を離れて直ちに運転することができない状態にあることをいう。

○駐車場管理者等の責務（第73条）《平成16年10月1日施行》

- ◆駐車の用に供する部分の面積が500㎡以上又は自動車^注の収容能力が40台以上の駐車場設置者・管理者は、駐車場を利用する者に対して、看板、放送、書面等により「駐車時はアイドリング・ストップを実施すべきこと」を周知しなければなりません。

注:この条の「自動車」とは、普通自動車、小型自動車（二輪を除く）、軽自動車（二輪を除く）、大型・小型特殊自動車をいう。

○自動車使用合理化計画書の作成等（第74条）《平成16年10月1日施行》

- ◆県内で50台以上の自動車^注を使用する事業者は、自動車の使用合理化や低公害車等の導入など、自動車の使用に伴う環境への負荷低減のための事項を定めた計画書（自動車使用合理化計画書）を作成し、事業所への備付けによる閲覧など、事業者が適切と認める方法により公表しなければなりません。
- ◆事業者は、自動車使用合理化計画書に基づいて環境への負荷の低減に努めるとともに、実施した措置等を記載した書面等について、前年度分の実績を毎年6月30日までに、事業所への備付けによる閲覧など、事業者が適切と認める方法により公表しなければなりません。

注:この条の「自動車」とは、普通自動車、小型自動車（二輪を除く）をいう。

○自動車販売者の責務（第75条）《平成16年4月1日施行》

- ◆自動車販売業者は、事業所ごとに、その販売する新車^注の環境への負荷に関する項目の情報を記載した書面等を備え置くとともに、新車を購入しようとする者に対して、書面等を交付し、その内容を説明しなければなりません。

注:「新車」とは、過去に自動車検査証の交付を受けていない普通自動車、小型自動車（二輪を除く）、軽自動車（二輪を除く）をいう。



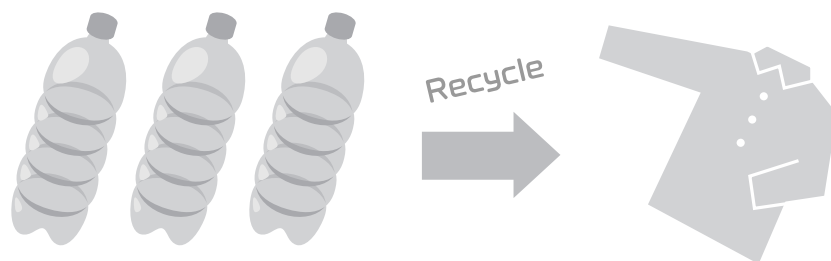
資源の循環的な利用及び廃棄物の適正処理

○リサイクル製品の率先使用等（第78条）《平成15年10月7日施行》

- ◆県は、県の行う事業又は事務において、リサイクル製品を率先して使用し、又は購入するように努めます。
- ◆事業者及び県民は、事業活動又は日常生活において、リサイクル製品の使用又は購入に努めてください。

○リサイクル製品の登録（第79条～第84条）

- ◆知事は、リサイクル製品の登録制度を設け、リサイクル製品の生産等をしている者の申請に基づき、当該リサイクル製品が、その全部又は一部に県内で発生する再生資源等を用いて生産等をされる製品であることなどの要件を満たすときは、登録します。
《平成15年10月7日施行》
- ◆知事は、登録をしたときは、申請者に通知するとともに、その旨を公表します。
（登録の有効期間は3年、再登録申請可）
《平成15年10月7日施行》
- ◆登録を受けたリサイクル製品には、「広島県登録リサイクル製品」と表示することができます。
《平成15年10月7日施行》
- ◆県は、各会計年度の終了後、当該会計年度における登録リサイクル製品の使用・購入状況を公表します。
《平成16年4月1日施行》



○産業廃棄物処理計画書の作成等（第85条）《平成16年4月1日施行》

- ◆前年度の産業廃棄物の発生量が500トン以上1,000トン未満の事業場を県内に設置している事業者（多量排出事業者）は、産業廃棄物の減量その他処理に関する計画書（産業廃棄物処理計画書）を作成し、当該年度の6月30日までに知事に提出しなければなりません。
- ◆多量排出事業者は、産業廃棄物処理計画書に基づいて実施した措置等の状況について、報告書（産業廃棄物処理計画実施状況報告書）を作成し、翌年度の6月30日までに知事に提出しなければなりません。
- ◆知事は、提出された産業廃棄物処理計画書及び産業廃棄物処理計画実施状況報告書の内容を公表します。

○産業廃棄物排出事業者の責務等（第86条～第88条）

- ◆産業廃棄物の処理を委託しようとする事業者は、受託者（産業廃棄物処理業者）から運搬車両、保管施設、処理施設等の状況を聴取する方法、実地に調査する方法、その他これらと同等以上に受託者の能力を確認できる方法により、受託者が当該産業廃棄物を適正に処理する能力を備えていることを確認しなければなりません。
《平成16年4月1日施行》
- ◆産業廃棄物処理業者は、自己の産業廃棄物の処理に関する情報の公開に努めなければなりません。
《平成15年10月7日施行》
- ◆知事は、産業廃棄物処理業者の産業廃棄物の処理に関する情報を提供します。
《平成15年10月7日施行》



地球温暖化の防止

○地球温暖化の防止の推進・総合的な計画の策定（第97条・第98条）《平成15年10月7日施行》

- ◆県は、国、市町村及び広島県地球温暖化防止活動推進センター等との役割分担と連携のもと、効果的な対策を実施するように努めるとともに、市町村が行う地球温暖化の防止に関する対策を支援し、事業者、県民又は民間団体が行う地球温暖化の防止に関する活動の促進を図るため、技術的な助言、情報の提供その他の必要な措置を講じます。
- ◆県は、温室効果ガスの排出の抑制並びに植物による二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化に関する総合的な計画を策定し、推進します。

○温室効果ガスの排出抑制（第99条）《平成15年10月7日施行》

- ◆事業者及び県民は、県の地球温暖化の防止に関する総合的な計画に留意しつつ、事業活動又は日常生活において、省エネルギー・省資源の推進など、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を講じるように努めるとともに、県又は市町村が実施する温室効果ガスの排出の抑制等のための施策に協力しなければなりません。

○温室効果ガス削減計画書の作成等（第100条・第101条）《平成16年10月1日施行》

- ◆エネルギーの使用の合理化に関する法律に規定する第一種エネルギー管理指定工場を設置する者は、事業活動に伴う温室効果ガスの排出の状況、当該温室効果ガスの排出の抑制に係る措置及び目標その他の地球温暖化の対策に関する事項を定めた計画書（温室効果ガス削減計画書）を、知事が定める指針に基づいて作成し、第一種エネルギー管理指定工場に指定された日から起算して1年以内（条例施行時に既に指定されている工場については、平成17年9月30日まで）に知事に提出するとともに、事業所への備付けによる閲覧など、事業者が適切と認める方法により、公表しなければなりません。
- ◆事業者は、温室効果ガス削減計画書に基づき、地球温暖化対策の推進に努めなければなりません。
- ◆知事は、事業者に対し、温室効果ガス削減計画書に基づいて実施した措置等について報告を求めることができます。

CO₂削減!

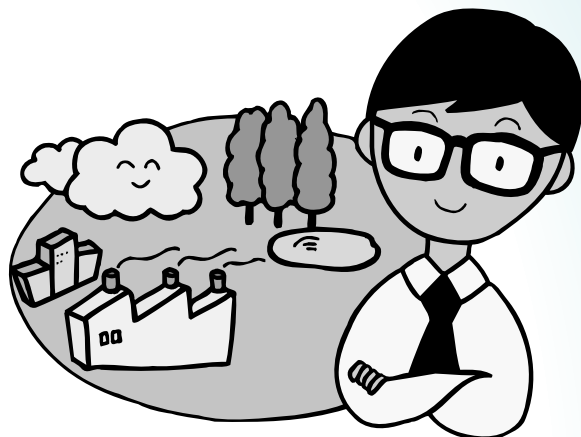
地球規模で考える。私からはじめる。



環境教育及び環境学習の推進

○環境教育及び環境学習の推進（第102条）《平成15年10月7日施行》

- ◆県は、市町村と連携し、事業者、県民及び民間団体が自主的に行う生活環境の保全に関する活動が促進されるように、知事が定める環境学習に関する方針に基づいて、指導者の育成、情報の提供等環境に関する教育及び学習を推進します。
- ◆事業者、県民及び民間団体は、生活環境の保全に関する理解を深めるとともに、自主的な活動に積極的に取り組むよう努めてください。



その他（従来からの規制措置）

○大気・水環境の保全・騒音・悪臭の防止等に関する工場・事業場等の規制（第8条～第35条，第44条～第70条，第89条・第90条）

【従来からの規制内容は継続します】

- ◆大気環境の保全として、ばい煙関係特定施設、粉じん関係特定施設の事前届出規定及び規制基準の遵守規定等
- ◆水環境の保全として、汚水等関係特定施設の事前届出規定及び規制基準の遵守規定等
- ◆騒音の防止として、騒音関係特定施設の事前届出規定及び規制基準の遵守規定等
- ◆悪臭の防止として、悪臭関係特定施設の事前届出規定及び規制基準の遵守規定等
- ◆その他の生活環境の保全として、屋外燃焼行為（廃棄物の燃焼行為を除く）の禁止規定

お問い合わせ先

分野	機関名	住所	電話番号
地球温暖化防止	広島県環境局環境政策室	〒730-8511 広島市中区基町10-52	082-513-2912
大気・水・土壌環境の保全,化学物質対策等	広島県環境局環境対策室	〒730-8511 広島市中区基町10-52	082-513-2917
	広島市環境局環境保全課	〒730-8586 広島市中区国泰寺町1-6-34	082-245-2111
	呉市環境部環境管理課	〒737-0023 呉市青山町5-3	0823-25-3100
	福山市環境部環境保全課	〒720-8501 福山市東桜町3-5	084-921-2111
廃棄物・リサイクル対策 (リサイクル製品の登録は、循環型社会推進室のみ)	広島県環境局循環型社会推進室	〒730-8511 広島市中区基町10-52	082-513-2951
	広島県環境局産業廃棄物対策室	〒730-8511 広島市中区基町10-52	082-513-2963
	広島市環境局産業廃棄物指導課	〒730-8586 広島市中区国泰寺町1-6-34	082-245-2111
	呉市環境部環境政策課	〒737-8509 呉市中央6-2-9	0823-25-3100
	福山市環境部産業廃棄物対策課	〒720-8501 福山市東桜町3-5	084-921-2111
騒音・悪臭防止	各市町村環境保全担当課		
県の地方機関	広島県広島地域事務所 厚生環境局 環境管理課	〒738-0004 廿日市市桜尾2-2-68	0829-32-1181
	広島県呉地域事務所 厚生環境局 環境管理課	〒737-0811 呉市西中央1-3-25	0823-22-5400
	広島県芸北地域事務所 厚生環境局 環境管理課	〒731-0221 広島市安佐北区可部4-12-1	082-814-3181
	広島県東広島地域事務所 厚生環境局 環境管理課	〒739-0014 東広島市西条昭和町13-10	0824-22-6911
	広島県尾三地域事務所 厚生環境局 環境管理課	〒723-0015 三原市円一町2-4-1	0848-64-2322
	広島県福山地域事務所 厚生環境局 環境管理課	〒720-8511 福山市三吉町1-1-1	084-921-1311
	広島県備北地域事務所 厚生環境局 環境管理課	〒728-0013 三次市十日市東4-6-1	0824-63-5181



「ecoひろしま」のキャラクター
「ミヤジマトンボ」

県の環境情報サイト「ecoひろしま」(アドレス:<http://www.pref.hiroshima.jp/eco/>)
で改正条例の条文,様式,概要などが御覧いただけます。

広島県環境局環境対策室 電話082-513-2917(ダイヤルイン)